

香川県歯科技工士会 御中

香川県知事 浜田 恵造



新型コロナウイルス感染収束に向けた緊急事態措置について

5月4日に国において新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長されたことを受け、県では、5月5日に、「新型コロナウイルス感染収束に向けた香川県における緊急事態措置等について」（別添1。以下「香川県緊急事態措置等」という。）を公表しました。

この中で、県民の皆様には、不要不急の外出の自粛要請や感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底の呼びかけをするとともに、事業者の皆様には、社会経済活動の維持との両立の観点から休業要請の延長は行わない一方で、営業を行う場合の一層の感染防止対策の徹底について協力要請を行ったところです。

貴職におかれましては、こうした状況を御理解いただき、香川県緊急事態措置等並びに国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という）で示された「人の接触を8割減らす10のポイント」（別添2）及び「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」（別添3）について、貴社（団体）の職員の皆様及び関係先への周知につきまして、御協力をお願い申し上げます。

また、施設の使用にあたりましては、今後求められる適切な感染防止対策（別添4）、5月4日の専門家会議で示された「（2）業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」（別添5）及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室が作成した「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」（別添6）を参考として、適切な感染防止対策を講じていただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染収束に向けた
香川県における緊急事態措置等について

別添 1

令和2年5月5日

1. 徹底した外出自粛の協力要請（令和2年5月7日（木）～5月31日（日））

○不要不急の外出自粛を協力要請（法第24条第9項）

- ・特に、他の都道府県との移動による感染拡大を防止するため、都道府県をまたいだ不要不急の移動自粛を協力要請
- ・また、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を協力要請
- ・このほか、現にクラスターが多数発生しているような場や「三つの密」のある場への外出自粛を協力要請

2. 適切な感染防止対策の協力要請（令和2年5月7日（木）～5月31日（日））

- 施設の使用制限等（＝休業要請）の延長はしないが、営業を行う場合は、これまでの適切な感染防止対策に加え、三つの密を避けるための特売・ポイントセールの自粛や県外客の利用自粛を促す取組みなどを追加し、一層の感染防止対策の徹底を図ることを協力要請（法第24条第9項）

3. 催物（イベント）の開催自粛等の協力要請（令和2年5月7日（木）～5月31日（日））

- 屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、行事等の開催について、自粛を協力要請（法第24条第9項）

- ・特に、県内外からの多くの参加が見込まれる全国的大規模イベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止・延期を協力要請
- ・50人程度未満の比較的少人数のイベント等を開催する場合は、県外からの参加者を極力減らし、三つの密を徹底的に避けるとともに、手洗いや身体的距離の確保といった感染対策を講じることを協力要請
 - ①三つの密の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2mを目安に）
 - ②大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
 - ③その他、必要に応じて適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

4. 県有施設等における対応（令和2年5月7日（木）～5月31日（日））

- 県内外からの多くの集客が見込まれる大規模ホールや展示施設などの県有施設、県外からの多くの観光客の誘客につながる県立公園、屋内スポーツ施設、集団宿泊施設については、原則休館

(休館施設)

- ・県民ホール（大・小ホール）
- ・サンメッセ香川（大・小展示場）
- ・さぬきこどもの国（わくわく児童館）
- ・栗林公園
- ・サンポート高松交流拠点施設（国際会議場、展示場）
- ・丸亀競技場（トレーニングルーム）、総合水泳プール（トレーニングルーム）、県立武道館、丸亀高校武道館
- ・青年センター（宿泊施設、体育館）、五色台少年自然センター（宿泊施設）、屋島少年自然の家（宿泊施設、体育館）

○その他の施設については、適切な感染防止対策を講じた上で、順次開館

5. 県主催のイベント等（令和2年5月7日（木）～5月31日（日））

○県内外からの多くの参加が見込まれる全国的大規模イベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止・延期

○50人程度未満の比較的少人数のイベント等については、県外からの参加者を極力減らし、三つの密を徹底的に避けるとともに、手洗いや身体的距離の確保といった感染対策を講じた上で開催

6. 新しい生活様式の徹底

○県民に対し、感染リスクが高い三つの密を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策の継続を働きかけ

（取組み例）

- ・「人の接触を8割減らす10のポイント」

（4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

- ・「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」

（5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

○事業者に対し、職場への出勤等について、以下の取組みを働きかけ

- ・引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを推進すること
- ・職場においては、感染防止のための取組み（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと

人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守るよう、日常生活を見直してみよう。

1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または少人数で
すいている時間に



3 ジョギングは
少人数で
公園はすいた時間、
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は遠隔診療
定期受診は間隔を調整



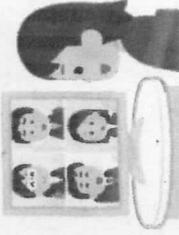
7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は在宅勤務
通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



**3つの密を
避けましょう**
1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 洗いは30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 3密の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝、体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違う時は距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打ち合わせは換気とマスク

今後における適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗・施設等利用者の入場制限や一方通行の誘導など行例を作らないための工夫や行列位置の指定を行うなどして列間隔の確保(約2m間隔の確保)、施設内の十分な間隔の確保 ・曜日・時間帯による特売やポイントセールをできる限り自粛 ・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける) ・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
県外客の利用自粛の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県外客の利用自粛を促す対策(店頭・HPによる周知等)</u>
飛沫感染、接触感染の 防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来訪者の入店時等におけるマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする ・複数の人の手が触れる扉や共用部など、店舗・事務所内の定期的な消毒 ・<u>手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は適切に洗浄・消毒</u> ・<u>会話時には距離を確保し、対面時にはパーテーションを設置するなどして感染を防止</u>

別添4

2020年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（抜粋）

（2）業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点

- 今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。
- 社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。
- ここでは、各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例をまとめた。また、実際にガイドライン等を作成するに当たっては、適宜、感染管理にノウハウのある医療従事者などに監修を求めることにより、効果的な対策を行うことが期待される。
- また、新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、円滑な社会復帰のための十分な配慮が必要である。

（リスク評価とリスクに応じた対応）

- 事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。
 - ・ 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。
 - ・ 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

（各業種に共通する留意点）

- 基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することのほか、以下のものが挙げられる。

- ・ 感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
- ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・ マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
- ・ 施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
- ・ 施設の消毒

（症状のある方の入場制限）

- ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。
- ・ なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる。

（感染対策の例）

- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
 - ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
 - ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
 - ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
 - ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
 - ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- ※ 美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。）

（トイレ）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 便器内は、通常の清掃で良い。
- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

（休憩スペース）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ゴミの廃棄)

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

(その他)

- ・ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

※ 業種ごとに対応を検討するに当たっては、これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要である。

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

内閣官房新型コロナウイルス感染症
対策推進室作成

屋外		屋内						
運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限	入場人数の制限・ 滞在時間の制限			滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	—							テラス席 2方向換気
衛生 対策 その他	—	頻繁な換気（窓開け、扇風機）						
	—	マスク着用						
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける					
		入場時手指衛生	入場時手指衛生	こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生		
	—	共用物品・設備の消毒（ディスプレイの利用も）、キャッシュレス (滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック						
	—	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散						

別添6